



議案第五十三号

三朝町農産物消費拡大施設の設置及び管理に関する条例の設定
について

次のとおり三朝町農産物消費拡大施設の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年四月二十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年四月廿五日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町農産物消費拡大施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝町農産物消費拡大施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 三朝町の農産物の消費拡大を図る拠点として、三朝町農産物消費拡大施設（以下「農産物消費拡大施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	設置場所
三朝町農産物消費拡大施設	三朝町大字三徳九八〇番地の一

(使用の承認)

第三条 農産物消費拡大施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならぬ。ただし、町長が指定した場所を一時的に駐車する目的で使用する場合はこの限りでない。

(使用料)

第四条 使用料は無料とする。

(管理の委託)

第五条 町長は、農産物消費拡大施設の施設設備の保全及び使用に関する管理の一部又は全部を公共的団体に委託することができる。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、農産物消費拡大施設の管理及び運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。